

# 【リノベーション支援事業】

対象エリア: 出水駅から商店街を經由して出水麓地区に至るエリア

## 「対象エリアで事業を営む方」

出水市内の建築業者を利用して店舗等の改装を行う方を対象に、経費の一部を補助します。



## 「空き店舗を持つ方」

店舗兼住宅の、店舗部分と住宅部分を区分する工事を行う所有者に対し、改装の対象経費の一部を補助します。

対象エリアを回遊する楽しさを創出し、思わず行ってみたくなるような

魅力ある空間づくりを行う方へ、支援を行います!

☆10万円以上の工事(市内建築業者又は補助対象者本人が施工するもの)をしたときに

**補助金額 対象経費(消費税等を除く)の30% 【上限60万円】**

### 補助対象者・条件

#### 事業を営む方

#### 空き店舗を持つ方

- ① 市内居住者であること
- ② 「魅力ある商業空間マネージャー」に事前相談を行っていること
- ③ 市税等を滞納していないこと

**共通**

- ④ 店舗所有者の同意を得ていること
- ⑤ 2年以上営業を継続できる見込みがあること
- ⑥ 夜間のみ業務を営む者でないこと
- ⑦ 「風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に規定する営業以外の業務を営む方
- ⑧ フランチャイズチェーン店に加盟する店舗・大規模店舗の内にある店舗等でないこと
- ④ 店舗で事業を営む方が、⑤～⑦の条件をすべて満たすこと

※ 公共工事に伴う移転補償金・市の他の補助金等の対象となる店舗改装等の補助金交付を受けた方は、補助金の対象になりません。

### 【対象経費】

- ・店舗等の改修に係る設計費
- ・店舗等の改修に係る工事費(市内建築業者又は補助対象者本人が施工するもの)
- ・店舗兼住宅の住宅部分と店舗部分を区別するための改修に係る工事費
- ・店舗等と一体的な設備の取得費(市内建築業者において施工されるもの)
- ・市内資材等販売者からの資材の購入経費(市長が特に必要と認めた場合は例外あり)

### 【申請時期】

工事完了日から6カ月以内(ただし、工事前の写真等必須)

【お問い合わせ先】 商工振興課 商工労政係 TEL(0996) 63-4040